

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月9日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 トマス・モラー / 資金兼IR部 部長
(Thomas Møller, Head of Funding & IR)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【売出債券の名称】	ノルウェー地方金融公社 2023年1月30日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50億円(予定)(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)	【売出価格】	額面金額の100%
【売出価格の総額】	50億円 (予定)(注2)	【利率】	額面金額に対して、 () 2018年1月30日(当日を含む。)から 2018年4月30日(当日を含まない。)までの 期間：年(未定)% (年2.00%以上年 4.50%以下を仮条件とする。) () 2018年4月30日(当日を含む。)から償 還期限または(場合により)早期償還日 (いずれも当日を含まない。)までの期 間： (イ) 利率判定評価日のそれぞれの参照指 数の参照指数終値が関連する利率判定 水準以上である場合 年(未定)% (年2.00%以上年4.50% 以下を仮条件とする。) (ロ) 利率判定評価日の少なくとも一つの 参照指数の参照指数終値が関連する利 率判定水準未満である場合 年0.10% (注2)(注4)
【償還期限】	2023年1月30日 (注5)	【売出期間】	2018年1月22日から 2018年1月29日まで(注6)
【受渡期日】	2018年1月31日 (注6)		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注7)記載の金融商 品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注9)		

- (注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2018年1月30日(以下「発行日」という。)(注6)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、50億円(予定)である。
本債券の券面総額および売出価格の総額は、仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案したうえで決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2018年1月中旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注 3) 本債券についての申込単位は、300万円以上100万円の整数倍とする。
- (注 4) 利率判定評価日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を、早期償還日の定義については、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を、参照のこと。
- (注 5) 本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日に早期償還されることがある。なお、その他の早期償還については下記「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注 6) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注 7) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (注 8) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。
なお、発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)より2017年4月5日付で(P)Aaaの格付を、また、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)より2017年4月5日付でAAAの格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということにより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。
ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注 9) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注 10) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の売付

けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

発行兼支払代理人(以下「債券代理人」という。)

会社名	住所
ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドンEC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ ストリート1、ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

(1) 担保提供制限

下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当条項なし。なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率で、発行日である2018年1月30日(当日を含む。)からこれを付し、2018年4月30日を初回として毎年1月30日、4月30日、7月30日および10月30日(以下それぞれ「利払期日」という。)に発行日または直前の利払期日(当日を含む。)から当該利払期日(当日を含まない。)までの期間(以下それぞれ「利息期間」という。)について後払いする。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2018年1月30日(当日を含む。)から2018年4月30日(当日を含まない。)までの期間については、年(未定)%(年2.00%以上年4.50%以下を仮条件とする。)。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2018年4月30日に、その日(当日を含まない。)までの利息として、(未定)円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2018年4月30日(当日を含む。)から満期償還日(下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」に定義される。)(当日を含まない。)までの期間(以下「連動利息期間」という。)については、2018年7月30日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日(以下「連動利払期日」という。)に、各連動利払期日(当日を含まない。)までの3ヵ月間の期間についての利息(以下「連動利息額」という。)が後払いされる。各連動利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人(下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」に定義される。)の単独の裁量により以下に従って決定される。

() 関連する利率判定評価日のそれぞれの参照指数の参照指数終値が、関連する利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、かかる連動利払期日(当日を含まない。)に終了する利息期間に適用され

る利率は、年(未定)%(年2.00%以上年4.50%以下を仮条件とする。)とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、(未定)円とする。

- () 関連する利率判定評価日の参照指数のうちの少なくとも一つの参照指数終値が、関連する利率判定水準を下回る場合、かかる連動利払期日(当日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

利払期日が営業日(下記に定義される。)ではない場合、かかる利払期日は翌営業日まで延期される。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は行われない。本書において別途規定しない限り「営業日」とは、本債券に関し、東京、ロンドンおよびニューヨーク市において、商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率に、下記記載の算式により計算された当該期間(以下「計算期間」という。)の日数を乗じて360で除した金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日があたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字である場合は、D2は30とする。

ただし、かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入するものとする。

各本債券はその償還日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示または提出がなされた(ただし、これらが必要な場合)にもかかわらず償還金額の支払が不当に保留もしくは拒絶された場合またはその他支払につき不履行があった場合はこの限りではない。かかる場合、不当に保留、拒絶または不履行があった支払に関する元金に対し、本債券の呈示または提出がなされた上(ただし、これらが必要な場合)で支払が行われる日、または(当該本債券の呈示または提出が支払の前提条件となっていない場合を除き)かかる支払を行うために債券代理人が必要な資金を受領し、債券代理人によりその旨の通知が下記「10 公告の方法」に従って本債券の所持人(以下「本債権者」という。)に対しなされた日から7日目の日(その後に支払の不履行があった場合を除く。)のいずれか早い方の日まで継続して上記記載の各利率の利息(請求または判決の前後を問わず)が発生する。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

早期償還されず、また、買入消却されないかぎり、各本債券は、2023年1月30日(以下「満期償還日」という。)に、額面金額100万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人により計算される金額(以下「満期償還額」という。)にて日本円で償還される。ただし、満期償還日が営業日ではない場合、かかる満期償還日は翌営業日まで延期される。なお、いかなる場合にも支払われる金額の調整は行われない。

(A) ノックイン事由(下記に定義される。)が発生しなかった場合、100万円

(B) ノックイン事由が発生した場合、以下の算式で計算される償還金額

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{償還額算出対象指数の最終参照指数}}{\text{償還額算出対象指数の当初参照指数}}$$

ただし、各本債券につき、満期償還額は、()1円未満は四捨五入され、また()0円を下回ることなく、()100万円を超えないものとする。

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

「当初参照指数」とは、各参照指数につき、計算代理人が決定する当初参照指数決定日（下記に定義される。）の参照指数終値をいう。ただし、その後公表される訂正は考慮せず、下記の「参照指数の訂正」に従う。

「当初参照指数決定日」とは、2018年1月30日をいう。ただし、2018年1月30日がいずれかの参照指数につき障害日（下記に定義される。）である場合、かかる参照指数の当初参照指数決定日は、その直後のかかる参照指数の障害日でない予定取引日（下記に定義される。）とする。ただし、直後の3予定取引日の各日が障害日でない場合に限る。直後の3予定取引日の各日が障害日である場合には、(a)かかる3予定取引日目の日を、かかる日が障害日であるか否かに拘らず、参照指数の当初参照指数決定日とみなし、(b)計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量で、適切とみなすソースを参照して、当初参照指数を決定する。

「計算代理人」とは、(未定)をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

「共通予定取引日」とは、すべての参照指数について予定取引日である日をいう。

「構成株式銘柄」とは、参照指数につき、計算代理人により決定される当該参照指数に含まれる株式またはその他構成株式銘柄をいう。これに関連する表現についても上記定義に従って解釈される。

「利率判定水準」とは、各参照指数につき、当該当初参照指数の80.00%に相当する水準（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「障害日」とは、(a)日経平均株価については、取引所（下記に定義される。）または関係取引所（下記に定義される。）がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場障害事由（下記に定義される。）が生じている予定取引日をいう。(b) S&P500については、()スポンサー（下記に定義される。）が参照指数の水準を公表することができない（ただし、計算代理人がその裁量により、かかる事由が参照指数の中断（下記「参照指数の廃止 / 計算方法の変更」に定義される。）の発生を生じさせると判断する場合を除く。）、()関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または()市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

いずれの場合においても、計算代理人は、発行者および債券代理人に対し、その状況の下で実務上可能な限り早く、障害日でなければ当初参照指数決定日または評価日（下記に定義される。）であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の発生の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

「早期終了」とは、(a)日経平均株価については、参照指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関連する取引所または関係取引所における、取引所営業日（下記に定義される。）の予定終了時刻（下記に定義される。）前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()当該取引所営業日の取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引所営業日の評価時刻（下記に定義される。）における執行のために取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。(b) S&P500については、構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所における取引所営業日の予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()当該取引所営業日にかかる取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と()当該取引所営業日の評価時刻における執行のためにかかる取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

「取引所」とは、(a)日経平均株価については、東京証券取引所もしくはその承継者または参照指数を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に組込まれている株式銘柄に

関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。(b) S&P500については、各構成株式銘柄について、計算代理人が決定する当該構成株式銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所もしくはその承継者または当該構成株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける当該構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「取引所営業日」とは、(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、取引所または関係取引所のいずれかが予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。(b) S&P500については、()スポンサーが参照指数の水準を公表し、かつ()関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、関係取引所が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。

「取引所障害」とは、(a)日経平均株価については、市場参加者が全般的に()取引所における参照指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または()関係取引所において、参照指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人がその裁量において判断した事由(早期終了を除く。)をいう。(b) S&P500については、市場参加者が全般的に()取引所において当該構成株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または()関係取引所において、参照指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人がその裁量において判断した事由(早期終了を除く。)をいう。

「繰延評価日」とは、予定評価日(下記に定義される。)の直後の5共通予定取引日目の日をいう。

「参照指数」とは、日経平均株価(東京証券取引所市場第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、公式の値は現在、スポンサーが計算・公表しているものをいう。)および/またはS&P500をいい、それぞれ詳細については、下記「日経平均株価に関する情報」および「S&P500に関する情報」を参照のこと。

「最終参照指数」とは、関連する参照指数につき、最終評価日(下記に定義される。)における参照指数終値をいう。

「参照指数終値」とは、関連する参照指数につき、計算代理人が決定する、該当する日の評価時刻現在の参照指数水準(下記に定義される。)をいう(ただし、下記「参照指数の廃止/計算方法の変更」および「参照指数の訂正」の規定に従う。)

「参照指数水準」とは、(a)日経平均株価については、スポンサーにより計算され公表される、または参照ソース(下記に定義される。)に表示される参照指数の水準をいい、(b)S&P500については、スポンサーによって計算および公表される参照指数の水準をいう。

「スポンサー」とは、(a)日経平均株価については、当該参照指数につき、その計算および調整の規定、手続ならびに方法の設定および検討につき責任を負い、(直接または代理人を通じて)各予定取引日に定期的に当該参照指数の水準を公表する会社または法人をいい、現時点では株式会社日本経済新聞社であり、(b) S&P500については、当該参照指数につき、その計算および調整の規定、手続ならびに方法の設定および検討につき責任を負い、(直接または代理人を通じて)各予定取引日に定期的に当該参照指数の水準を公表する会社または法人をいい、現時点ではS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーである。

「償還額算出対象指数」とは、以下の算式で計算されるパフォーマンスのうち、対する参照指数と比べてパフォーマンスの低い方の参照指数をいう。

最終参照指数

当初参照指数

疑義を避けるために付言するならば、償還額算出対象指数は、上記算式によって求められる値が低い方となる。両参照指数が同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人がその単独の裁量により償還額算出対象指数を決定する。

「ロックイン事由」は、ロックイン事由決定日(下記に定義される。)のロックイン事由決定時刻(下記に定義される。)に、少なくとも1つの参照指数の参照指数水準が、当該参照指数の当該ロックイン事由決定日のロックイン判定水準(下記に定義される。)と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で決定した場合に発生したとみなされる。

「ロックイン事由決定日」とは、観察期間(下記に定義される。)中の当該参照指数のための各予定取引日で、当該参照指数につき障害日でない日をいう。

「ロックイン事由決定時刻」とは、(a)日経平均株価については、当該参照指数が評価される、該当するロックイン事由決定日の該当する取引所における予定終了時刻をいう。当該取引所がその予定終了時刻よりも前に終了する場合、ロックイン事由決定時刻は、かかる実際の終了時刻とする。(b) S&P500については、()市場障害事由が発生したかどうかの決定については、(x)いずれかの構成株式銘柄につき、該当する取引所の予定終了時刻をいい、(y)参照指数のいずれかのオプション契約または先物契約につき、該当する関係取引所の取引の終了時刻をいい、かつ()その他のあらゆる状況については、当該参照指数の公式な終値がスポンサーにより計算されかつ公表される当該時刻をいう。

「ロックイン判定水準」とは、各参照指数につき、当該当初参照指数の60.00%に相当する水準(必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。

「市場障害事由」とは、(a)日経平均株価については、()取引障害(下記に定義される。)もしくは()取引所障害で、いずれの場合も計算代理人が重大であると判断するものが評価時刻に終了する1時間の間に、発生もしくは存在していること、または()早期終了が、発生もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で参照指数に関する市場障害事由が生じているか否かを決定する目的上、市場障害事由が参照指数に含まれている構成株式銘柄に関して生じている場合、参照指数の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄に対して帰せられる参照指数の水準の割合と(y)包括的な参照指数の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場障害事由の発生直前の水準とする。

(b)S&P500については、以下のいずれかに該当する場合をいう。

1 () (x)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断するいずれかの構成株式銘柄に関する取引障害が発生もしくは存在していること、(y)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断するいずれかの構成株式銘柄に関する取引所障害が発生もしくは存在していること、もしくは(z)いずれかの構成株式銘柄に関する早期終了であって、()当該すべての構成株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているものが、参照指数の水準の20%以上を構成していること。

2 参照指数に関する先物またはオプション契約につき、関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断する()取引障害もしくは()取引所障害が発生もしくは存在していること、または()参照指数に関する先物またはオプション契約につき、早期終了が発生もしくは存在していること。

S&P500につき、いずれかの時点で参照指数に関する市場障害事由が生じているか否かを決定するために、市場障害事由がその時点で構成株式銘柄に関して生じている場合、参照指数の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄が参照指数の水準に寄与している部分と(y)包括的な参照指数の水準との対比に基づくものとする。いずれも、スポンサーにより市場の始値の一部として公表される公式の始値の組入比率を用いる。

「観察期間」とは、各参照指数につき、当該参照指数の当初参照指数決定日(当日を含む。)の評価時刻から、当該参照指数の最終評価日(当日を含む。)の評価時刻までの期間をいう。

「参照ソース」とは、日経平均株価に関し、株式会社クイックが提供する情報端末に表示されるクイック101スクリーン(またはかかるスクリーンに代替する他のスクリーン)をいう。かかるスクリーンが利用不能である場合、計算代理人は、誠実に行為して代替ソースを決定する。

「関係取引所」とは、(a)日経平均株価については、大阪取引所またはその承継者もしくは参照指数に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。(b) S&P500については、シカゴ・マーカントイル取引所またはその承継者もしくは参照指数に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に関する

る先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所および予定取引日につき、当該予定取引日における関連する取引所または関係取引所の週日の予定されている終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション時間外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。(b) S&P500については、()スポンサーが参照指数の水準を公表する予定の日であり、かつ()参照指数の関係取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「予定評価日」とは、障害日を引き起こす事由が発生していなければ評価日であった日をいう。

「取引障害」とは、(a)日経平均株価については、()参照指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または()関係取引所における参照指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいう。(b) S&P500については、()いずれかの構成株式銘柄について当該構成株式銘柄に関する取引所において、または()関係取引所における参照指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、当該取引所または関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、当該取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。

「評価日」とは、(a)各連動利払期日または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日に関し、かかる連動利払期日またはその他の利息の支払期日に関する支払期日の15共通予定取引日前の日(以下「利率判定評価日」という。)をいい、(b)各早期償還日に関し、当該早期償還日の15共通予定取引日前の日(以下「早期償還評価日」という。)をいい、(c)満期償還日については、満期償還日の15共通予定取引日前の日(以下「最終評価日」という。)をいう。評価日がいずれかの参照指数につき障害日である場合は、評価日は、その直後の、すべての参照指数につき障害日でない共通予定取引日とする。ただし、予定評価日後、繰延評価日以前に、すべての参照指数につき障害日でない共通予定取引日がない場合にはこの限りではない。かかる場合には、()かかる繰延評価日を、いずれかの参照指数につき障害日であるか否かに拘らず、すべての参照指数につき評価日とみなし、()該当する障害日の発生により影響を受けた参照指数(以下「影響参照指数」という。)における各構成株式銘柄の当該繰延評価日の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格(障害日を生じさせる事由が当該繰延評価日に関連構成株式銘柄に関して生じている場合は、かかる繰延評価日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値)を用いて、最初の障害日の発生の直前に有効だった当該影響参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる繰延評価日の評価時刻現在の影響参照指数の水準を使用して、計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量で、影響参照指数の該当水準または価格を決定する。

「評価時刻」とは、(a)日経平均株価については、()早期終了、取引所障害または取引障害が、(x)取引所に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻はかかる実際に終了する時刻)をいい、(y)参照指数のいずれかのオプション契約または先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時刻をいい、()その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。(b) S&P500については、()早期終了、取引所障害または取引障害が、(x)いずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻はかかる実際に終了する時刻)をいい、(y)参照指数のいずれかのオプション契約または先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時刻をいい、()その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

(2) 強制早期償還

計算代理人が、いずれかの早期償還評価日においてそれぞれの参照指数の参照指数終値が関連する早期償還判定水準(下記に定義される。)と等しいかそれを上回ると決定した場合、当該早期償還評価日直後の早

期償還日において、本債券は、そのすべて(一部は不可。)が、額面金額100万円の各本債券につき額面金額で早期償還される。

本書中において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「早期償還日」とは、2018年4月30日(当日を含む。)から2022年10月30日(当日を含む。)までの各利払期日(利払期日が調整された場合は調整後の利払期日)をいう。

「早期償還判定水準」とは、各参照指数につき、下記の各早期償還日につき、下記の表に従って計算される水準に相当する水準(必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。

早期償還日	早期償還判定水準
2018年4月30日	当該当初参照指数 × 105.00%
2018年7月30日	当該当初参照指数 × 104.00%
2018年10月30日	当該当初参照指数 × 103.00%
2019年1月30日	当該当初参照指数 × 102.00%
2019年4月30日	当該当初参照指数 × 101.00%
2019年7月30日	当該当初参照指数 × 100.00%
2019年10月30日	当該当初参照指数 × 99.00%
2020年1月30日	当該当初参照指数 × 98.00%
2020年4月30日	当該当初参照指数 × 97.00%
2020年7月30日	当該当初参照指数 × 96.00%
2020年10月30日	当該当初参照指数 × 95.00%
2021年1月30日	当該当初参照指数 × 94.00%
2021年4月30日	当該当初参照指数 × 93.00%
2021年7月30日	当該当初参照指数 × 92.00%
2021年10月30日	当該当初参照指数 × 91.00%
2022年1月30日	当該当初参照指数 × 90.00%
2022年4月30日	当該当初参照指数 × 89.00%
2022年7月30日	当該当初参照指数 × 88.00%
2022年10月30日	当該当初参照指数 × 87.00%

参照指数の廃止 / 計算方法の変更

()スポンサーが参照指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー(かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。)が参照指数を計算し、公表した場合、または()参照指数が、参照指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる承継指数(以下「承継参照指数」という。)が参照指数とみなされる。

()当初参照指数決定日、いずれかの評価日または観察期間中のいずれかの予定取引日以前にスポンサー(またはその承継人)が、参照指数を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法で参照指数を著しく変更する(以下「参照指数修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に参照指数を維持するために行う必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。)と公表した、もしくは、参照指数が永久に廃止され、承継参照指数も存在しない(以下「参照指数の算定中止」という。)場合、または、()当初参照指数決定日、いずれかの評価日または観察期間中のいずれかの予定取引日において、スポンサーまたは承継スポンサーが参照指数を計算、公表しない(以下「参照指数の中断」といい、参照指数修正および参照指数の算定中止と併せて、以下それぞれを「参照指数調整事由」という。)場合、(x)計算代理人は、かかる参照指数調整事由が本債券に重大な影響を及ぼすか否かを決定し、及ぼすと決定した場合には、計算代理人は、かかる参照指数の公表水準の代わりに、修正、算定中止または中断の直前に有効だったかかる参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる参照指数調整事由の直前の参照指数を構成した株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する関連あるいずれかの時点の参照指数の水準を使い、参照指数の水準を計算し、または(y)計算代理人が、上記記載の方法では商業的に合理的な結果

を得ることができないと、その商業的に合理的な裁量で決定した場合、計算代理人は本債券が償還されるべきであると決定することができる。かかる場合には、発行者は下記「10 公告の方法」に従って、3営業日以上20営業日以内に本債権者に通知を行い、本債券のすべて（一部は不可。）を、参照指数調整事由を考慮し、かつ関連するヘッジの取組みを解約するために発行者および/または関連会社が負担する費用（本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれに限られない。）を差し引いて、計算代理人の単独の裁量により決定される各本債券の公正価格に等しい金額で償還する。当該支払は、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し通知された方法で行われる。

参照指数の訂正

いずれかのスポンサーにより公表され、参照指数終値の計算またはロックイン事由もしくは上記「(2) 強制早期償還」に記載される早期償還の発生の決定のために用いられる参照指数の水準が、訂正またはその後訂正され、その訂正が、当初の公表日中に代替の参照指数の水準としてスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された参照指数の水準に代えて、訂正された参照指数の水準を用いる。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本書により詳細に記載される本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算、および一定の事由に関する決定についての（その単独の裁量での）判定のため、当該計算代理人として選任されている。計算代理人による決定のためになされ、表示され、下されまたは取得されたすべての証明、連絡、意見、判定、計算、表示および決定は、明白な誤りがない限り、発行者、債券代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、かつ（上記の誤りがない限り）計算代理契約に記載する条項に従った、計算代理人の権能、義務および裁量の計算代理人による行使に関し、計算代理人は、発行者および本債権者に対し責任を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。計算代理人は、合理的に可能な限り速やかに、本書に基づき行われるすべての計算および決定につき、債券代理人および発行者に通知する。債券代理人は、かかる通知を受け取った後合理的速やかに、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に通知する。

計算代理人の前記当事者への通知の懈怠は、当該決定の発生および効果の有効性に影響しない。

免責

() 日経平均株価

本債券は、いかなる方法でも日経平均株価またはスポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではなく、スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、日経平均株価によって得られる結果および/またはある特定の日のある特定の時間もしくはその他における日経平均株価の数値について保証または表明を行わない。日経平均株価またはスポンサーは、過失もしくはその他を問わず、いかなる人に対しても、日経平均株価のいかなる誤りについても責任を負わず、発行者または本債権者に対し、日経平均株価についての誤りを通知する義務を負わない。スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、本債券に関連する買入れまたはリスク負担の適否について表明を行わず、本債券に関する取引につき何ら義務または責任を負わない。発行者、関連会社または計算代理人は、本債権者に対し、スポンサーによる日経平均株価の計算、調整もしくは維持に関する作為または不作為につき何ら責任を負わない。本債券の発行前に開示が行われた場合を除き、発行者または関連会社はいずれも、日経平均株価もしくはスポンサーに対して関係しまたは支配しておらず、日経平均株価の計算、構成または公表につき管理を行わない。計算代理人は、信頼できる公開情報源より日経平均株価に関する情報を入手するが、かかる情報を独自で立証することはない。したがって、発行者、関連会社または計算代理人は、日経平均株価に関する情報の正確性、完全性および適時性につき、明示的、黙示的を問わず、表明、保証または約束を行わず、責任を負わない。「日経平均株価」に関する著作権または「日経平均株価」の提示に関する知的財産権またはその他の権利は、スポンサーが有する。スポンサーは、「日経平均株価」の内容の変更およびかかる変更の公表の延期を行う権利を有する。

() S&P500

Standard & Poor's®およびS&P®は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーの登録商標であり、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーおよび/またはその関連会社に対して利用許諾が与えられている。S&P500は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーおよび/またはその関連会社の商品であり、英国SMBC 日興キャピタル・マーケット会社(以下「ライセンシー」という。)に対して利用許諾が与えられている。本債券は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーおよびそれらの関連会社のいずれか(以下、総称して「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス」という。)によって後援、推奨、販売または販売促進されるものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本債券の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本債券に関する投資の妥当性について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追従する能力について、何ら表明または、保証するものではない。S&P500に関するS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンシーに対する唯一の関係は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのS&P500ならびに特定の登録商標、サービスマークおよび/または商号についての利用許諾を与えることであり、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500に関する決定、作成および計算を、ライセンシーまたは本債券を考慮に入れずに行う。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500に関する決定、作成および計算において、ライセンシーまたは本債券の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の価格および券面総額の決定、本債券の発行もしくは販売に関する時期、または本債券を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではない。S&P500に基づく投資金融商品が、指数のパフォーマンスに正確に追従するまたは投資利益を生むという保証はない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは、投資顧問業者ではない。ある有価証券銘柄のS&P500への組入れは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券銘柄の購入、売却または保有の推奨とはならず、また、投資助言とみなされるべきではない。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500もしくはそれに関するデータまたはこれらに関するすべての交信(口頭または書面による交信(電子交信を含む。))が含まれるが、これらに限定されない。)の妥当性、正確性、適時性および/または完全性を保証するものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500に含まれるいかなる誤り、遺漏または遅延についても損害または責任を負わない。S&P500の使用によりまたはS&P500に関連するデータに関し、その特定の目的もしくは使用に係る商品性もしくは適切性について、またはライセンシー、本債券の所有者もしくはその他の者もしくは組織によって得られることとなる結果について、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも保証を行わず、あらゆる保証責任を明示的に否認する。以上のことにかかわらず、間接的、特定の、偶発的、罰則的あるいは結果的な損害(利益の損失、取引の損失、時間の損失、または営業権の損失を含むが、これらに限定されない。)について、仮にこれらの損失の可能性について事前に通知されていたとしても、契約、不法行為、厳格責任またはその他のあるなしを問わず、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことは一切ない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンシーを除き、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスとライセンシーとの間の契約または取決めに関し、第三者受益者はいない。

発行者、計算代理人もしくはいずれの支払代理人もS&P500または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではない。

日経平均株価に関する情報

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるスポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はスポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場する225の株式銘柄によって構成され

ており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所市場第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、スポンサーが本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく1株あたりの株価に基づいている。）、その計算方法は、（ ）各構成銘柄の1株あたりの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ ）その積を合計し、（ ）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2018年1月4日現在26.950となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円をスポンサーの設定する構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が1株あたりのみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。現在の各構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格は、2001年10月1日現在の日本株式額面価格の廃止直前の額面価格または1株あたりのみなし額面価格に基づき、下記記載のその後の調整に従っている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外もしくは株式の銘柄の入替えまたは株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または場合により該当する構成銘柄の1株あたりのみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数または1株あたりのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に新たな加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄の構成は、スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所市場第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- （ ） 倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による上場廃止または整理銘柄への指定
- （ ） 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- （ ） 債務超過などその他の理由による整理銘柄への指定または上場廃止
- （ ） 東京証券取引所市場第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いかまたは上場廃止申請の審査中であるとの理由による監理銘柄入り銘柄については、原則除外候補となるが、かかる銘柄の除外の実施は、発行会社の事業の継続可能性または上場廃止の見込みを考慮した後に決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、特定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

日経平均株価の過去の推移

下記の表は、1979年から2017年までの各年の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。日経平均株価が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

日経平均株価の年末の終値

（単位：円）					
年	終値	年	終値	年	終値
1979	6,569.47	1992	16,924.95	2005	16,111.43

1980	7,116.38	1993	17,417.24	2006	17,225.83
1981	7,681.84	1994	19,723.06	2007	15,307.78
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18
1987	21,564.00	2000	13,785.69	2013	16,291.31
1988	30,159.00	2001	10,542.62	2014	17,450.77
1989	38,915.87	2002	8,578.95	2015	19,033.71
1990	23,848.71	2003	10,676.64	2016	19,114.37
1991	22,983.77	2004	11,488.76	2017	22,764.94

下記の表は、2012年1月から2017年12月までの各月の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経平均株価の月末の終値

	(単位：円)					
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1月	8,802.51	11,138.66	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34
2月	9,723.24	11,559.36	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99
3月	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26
4月	9,520.89	13,860.86	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74
5月	8,542.73	13,774.54	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57
6月	9,006.78	13,677.32	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43
7月	8,695.06	13,668.32	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18
8月	8,839.91	13,388.86	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24
9月	8,870.16	14,455.80	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28
10月	8,928.29	14,327.94	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61
11月	9,446.01	15,661.87	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96
12月	10,395.18	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94



2018年1月5日現在、日経平均株価の終値は、23,714.53円であった。
出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

S&P500に関する情報

概 略

S&P500は、定期的に会合を行うS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「S&P DJI」という。）指数委員会（S&P DJIの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P500は、米国株式市場およびかかる市場を通じて米国経済を反映するように設計されている。S&P500は米国株式市場の中でも大型株に焦点を合わせているが、その時価総額は米国株式市場のかなりの部分を占めているため、かかる市場の全体の動きを表す指標である。S&P500に含まれている企業は主要セクターの大手企業とみなされている。

算出法

S&P DJI指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。このガイドラインの完全な詳細（指数の追加および除外に関する基準、方針文書および研究論文を含む。）はインターネット上のウェブサイト（us.spindices.com/indices/equity/sp-500）に掲載されている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

指数への銘柄追加に関する基準

・米国企業

決定要因には、企業の資産および収入の拠点、企業構造、米国証券取引委員会（SEC）の提出書類の種別ならびに取引所上場が含まれる。

・時価総額

61億米ドル以上の時価総額を有する企業であること。かかる最低額は、市場状況に沿うよう随時見直しが行われる。

・公開株

少なくとも50%が公開株であることを要する。

・財政的実行可能性

企業は、「公表利益」が一般会計原則に基づく純利益（非継続事業および特別損益項目を除く。）として定義される場合には、公表利益が直近連続4四半期の合計および直近四半期においてプラスでなければならない。

・十分な流動性および合理的な価格

浮動株修正後の企業の時価総額に対して取引された年間の米ドル価値の比率は、1.0以上とする。株価が非常に低い場合は、株式の流動性に影響を及ぼす可能性がある。

・セクターの代表性

企業の産業分類は、定義された時価総額の範囲内において、世界の適格企業のセクター構成に沿ったセクターバランスの維持に寄与している。

・企業タイプ

すべての米国普通株式は、ニューヨーク証券取引所（NYSEアーカ取引所およびNYSE MKTを含む。）ならびにナスダック証券取引所に上場されている。リートは、これに含まれる対象となっている。クローズド・エンド型ファンド、ETF、ADR、ビジネス・デベロップメント・カンパニー（BDC）および特定のその他のタイプの証券は、これに含まれる対象となっていない。詳細については、上記「算出法」を参照のこと。継続的に指数の構成銘柄である企業は、必ずしもこれらのガイドラインに従っていない。S&P DJI指数委員会は、指数の構成銘柄の不必要な入替を最小限にするように努め、構成銘柄の削除は、臨機応変に決定される。

構成銘柄の削除基準

指数の基準を1つ以上、大幅に違反した企業。

指数の基準を満たさなくなるような合併、買収または重要な再編に関わった企業。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページより

本書において、「S&P500」には、S&P500またはそれを承継する指数を含む。なお、本書中のS&P500に関する情報は、随時変更または更新されることがある。最新の情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページを参照のこと。

S&P500の過去の推移

下記の表は、1979年から2017年までの各年の最終取引日におけるS&P500の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。S&P500が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

S&P500の年末の終値

(単位：ポイント)

年	終値	年	終値	年	終値
1979	107.94	1992	435.71	2005	1,248.29
1980	135.76	1993	466.45	2006	1,418.30
1981	122.55	1994	459.27	2007	1,468.36
1982	140.64	1995	615.93	2008	903.25
1983	164.93	1996	740.74	2009	1,115.10
1984	167.24	1997	970.43	2010	1,257.64
1985	211.28	1998	1,229.23	2011	1,257.60
1986	242.17	1999	1,469.25	2012	1,426.19
1987	247.08	2000	1,320.28	2013	1,848.36
1988	277.72	2001	1,148.08	2014	2,058.90
1989	353.40	2002	879.82	2015	2,043.94
1990	330.22	2003	1,111.92	2016	2,238.83
1991	417.09	2004	1,211.92	2017	2,673.61

下記の表は、2012年1月から2017年12月までの各月の最終取引日におけるS&P500の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500が下記のように変動したことによって、S&P500および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

S&P500の月末の終値

(単位：ポイント)

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
-------	-------	-------	-------	-------	-------

1月	1,312.41	1,498.11	1,782.59	1,994.99	1,940.24	2,278.87
2月	1,365.68	1,514.68	1,859.45	2,104.50	1,932.23	2,363.64
3月	1,408.47	1,569.19	1,872.34	2,067.89	2,059.74	2,362.72
4月	1,397.91	1,597.57	1,883.95	2,085.51	2,065.30	2,384.20
5月	1,310.33	1,630.74	1,923.57	2,107.39	2,096.96	2,411.80
6月	1,362.16	1,606.28	1,960.23	2,063.11	2,098.86	2,423.41
7月	1,379.32	1,685.73	1,930.67	2,103.84	2,173.60	2,470.30
8月	1,406.58	1,632.97	2,003.37	1,972.18	2,170.95	2,471.65
9月	1,440.67	1,681.55	1,972.29	1,920.03	2,168.27	2,519.36
10月	1,412.16	1,756.54	2,018.05	2,079.36	2,126.15	2,575.26
11月	1,416.18	1,805.81	2,067.56	2,080.41	2,198.81	2,647.58
12月	1,426.19	1,848.36	2,058.90	2,043.94	2,238.83	2,673.61



2018年1月4日現在、S&P500の終値は、2,723.99ポイントであった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

(3) 税制上の理由による早期償還

(イ)ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構またはノルウェー王国のもしくはノルウェー王国内の課税当局の法律もしくは規則の変更、または当該法律もしくは規則の解釈もしくは適用の変更(ただし、かかる変更は本債券の発行日以後に発表され発効するものに限る。)の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に記載される追加額の支払義務を負うこととなり、(ロ)発行者がなし得る合理的な手段によってもかかる義務が避けられず、かつ(ハ)当該事情が、発行者の2名の取締役により署名された上記事情の発生およびその前提条件となる事実を記載した証明書および当該事情の発生の旨について高名な独立法律顧問による意見書を、発行者が債券代理人に対し交付することによって証明された場合、発行者は自己の選択により、「10 公告の方法」に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知(変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知)(かかる通知は取消不能である。)を行うことにより、本債券の全部(一部は不可)をその経過利息(もしあれば)とともに早期償還額(下記に定義される。)で償還することができる。ただし、本債券についての支払期日が到来していたとするならば発行者がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日(変動利率で利息が付される場合は、当該利息期間内の日数に、60日を加えた合計日数と同数の日数)前の日より前に、かかる償還の通知を行うことはできない。

本書において、「早期償還額」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全なる裁量で決定された円貨額(ただし、裏付となる、および/または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め(株式オプションまたは通貨オプションで本債券に基づく発行者の義務をヘッジするもの

を含むがこれらに限られない。)の清算のための合理的な発行者の経費および費用を完全に考慮して調整した金額)を意味する。

(4) 買入消却

発行者はいつでも公開市場またはその他の方法でいかなる価格でも本債券を買い入れることができる。ただし、本債券に添付される期限未到来の利札全部が本債券とともに買入れられる場合に限る。

償還されまたは買入れられた期限未到来のかかる本債券および利札は消却、再発行または再販売できる。

4【元利金支払場所】

(1) 支払代理人およびその指定事務所

ドイツ銀行ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)

英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1

ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

一定の条件の下に、発行者は、発行者、債券代理人およびその他の者の間で締結された改訂発行兼支払代理人契約(修正分を含む。)(以下「改訂発行兼支払代理人契約」という。)の条項に従って支払代理人の任命を取消し、他の者を任命し、または追加の代理人を任命することができる。

(2) 本債券に関し支払われるべき金額の支払(元金、利息その他を問わない。)は、日本円により、小切手、または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定した円建の口座への振替えにより行われる。支払は、下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」の条項を害することなく、()適用ある財政その他に関する法令・規則、かつ()合衆国内国歳入法第1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第1471条から第1474条までの規定、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。かかる支払に関し、本債権者または利札の所持人に対し、いかなる手数料または費用も課されない。

(3) 本債券に関し支払われるべき金額(利息を除く。)の支払は、支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および提出と引換に行われる。

本債券の利息に関する金額の支払は、合衆国外の支払代理人の指定事務所において、関連する利札の提出、または利息の支払のために予定された日以外の日に支払われる利息の場合には関連する本債券の呈示と引換に行われる。

本債券について支払われるべき金額の支払期日が関連金融センター日(下記に定義される。)および現地銀行営業日(下記に定義される。)でない場合、本債権者は、次の関連金融センター日および現地銀行営業日である日まで支払を受けることができず、当該日およびそれ以降の現地銀行営業日に小切手による支払を受けることができ、また、現地銀行営業日、関連金融センター日および関連指定口座のある場所において商業銀行および外国為替市場が日本円による支払の決済を行う日に指定口座に送金することによって支払を受けることができる。ただし、その後本債券の要項に従った支払を怠らない限り、かかる遅延または調整による利息その他の追加の支払は行われない。

「関連金融センター日」とは、ロンドン、ニューヨーク市および東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本債券または場合により利札の呈示場所において営業(外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。)を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

当初利札付で交付された本債券は、償還の際にこれに関する期限未到来の利札とともに呈示され、かつ償還金額の一部支払の場合を除き提出されることを要し、期限未到来の利札が欠²している場合は、()固定利息の利札については、期限未到来の欠²利札の金額(または、全額の支払でない場合は、現に支払われる償還金額の支払われるべき償還金額の総額に対する割合に等しい金額となる。)は、かかる償還の際に支払

われるべき金額から控除される。かかる控除された金額は、かかる償還金額の支払に適用される関連日(下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に定義される。)から10年以内にいつでも支払代理人の指定事務所において関連する利札の提出と引換に支払われる。また、()変動利息の利札については、当該本債券に関連ある期限未到来の利札(本債券に付されているか否かを問わない。)はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保(ただし、下記の条項に従う。)の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者の現在および将来のその他のすべての非劣後かつ無担保債務と同順位である(ただし、法律上、強制的に例外条項が適用される場合を除く。)

発行者は、本債券のいずれかが未償還(改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。)である限り、関連債務または関連債務の保証を担保するため、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、担保権を設定せずまたは存続することを許容しないものとする。ただし、(イ)本債券のために同時にまたはそれ以前に同等の順位かつ比率の担保を付与し、または(ロ)本債権者の特別決議(下記「7 債権者集会に関する事項」を参照のこと。)により承認される本債券に対するその他の担保を付与する場合はこの限りでない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「保証」とは、ある「者」の債務のために、他の「者」が負う支払債務をいう。

「債務」とは、ある「者」の借入または調達金銭債務をいう。

「者」とは、それが独立して法主体たりうるか否かにかかわらず、個人、会社、法人、パートナーシップ、合併会社、協会、組織、政府、政府機関またはその他団体をいう。

「関連債務」とは、取引所またはその他の証券市場(店頭市場を含むがこれに限られない。)に上場し、値付け、取引され、またはこれらが可能な社債、ノート、デベンチャー、デベンチャーストック、ローンストック、債券、その他の証書の形態による、またはそれらにより表章される債務をいう。

「担保権」とは、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の担保権をいい、これらには適用法令のもと認められる類似のものも含まれる。

6【債券代理人の職務】

債券代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他 (2) その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 償還の方法 (4) 買入消却」に記載された本債券の消却ならびに改訂発行兼支払代理人契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。債券代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札の所持人に対する義務または代理もしくは信託の関係を引受けるものではない。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は改訂発行兼支払代理人契約に規定されている。

発行者は、特別決議(下記に定義される。)による本債券に適用される本債券の要項および副捺印証書の修正を含む(これらに限られない。)本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を随時召集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、発行者は債権者集会を招集しなければならない。特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更できる本債券の一定の要項の変更(とりわけ、本債券の支払額、支払通貨、支払期日に関するもの)を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の4分の1以上を代表または保有する2名以上とする。債権者集会において可決された特別決議は、出欠の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

「特別決議」とは、改訂発行兼支払代理人契約に従い適法に招集され開催された債権者集会(当初開催された集会であるか続行された延会であるかを問わない。)において、4分の3以上の賛成票により可決される決議をいう。

8【課税上の取扱い】

(1) ノルウェー王国の租税

発行者による本債券に関する元金および利息その他一切の支払は、ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構によりもしくはそのために、または王国内の課税当局もしくは王国の課税当局によりもしくはそのために、現在課されまたは将来課されることのある公租公課(その性質の如何を問わない。)を課されず、これらを源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる公租公課を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。この場合、発行者はかかる控除または源泉徴収がなければ本債権者が受領したであろう金額に等しい金額をその者が受領することとなるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本債券または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

(イ) (a)当該本債券もしくは利札の保有または(b)当該本債券もしくは利札に関し、本債券の元金、利息もしくはその他の支払金の受領以外の事由により王国と関係を有するために本債券または利札に関し当該公租公課の支払義務を負う者またはその代理人への支払の場合。

(ロ) 関連日後30日を経過した後に本債券または利札が支払のために呈示される場合。ただし当該本債権者または利札の関連所持人がかかる30日の期間の満了日またはそれ以前に呈示し支払を受けることができる当該追加額についてはこの限りでない。

(ハ) 王国内において本債券または利札の支払呈示がなされた場合。

本書において「関連日」とは、支払期日が最初に到来する日、または支払われるべき金員全額にかかる期日以前(当日を含む。)に債券代理人が受領していない場合には、かかる金員が受領され、本債権者または利札の所持人に対する支払が可能である旨の通知が下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対し適正に行われた最初の日を意味する。

「第2 売出債券に関する基本事項」において本債券に関する元金および/または利息とは、本書「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に基づき支払われることのある追加額を含む。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

() 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

() 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、所得税、復興特別所得税および地方税の合計である源泉所得税が課される。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場

合、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本国の税法上、所得税および復興特別所得税の合計である源泉所得税が課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

- () 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益または償還差益は、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- () 日本国の居住者である個人は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡損益、償還差損益、利子および配当と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- () 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

本債券およびこれに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、英国法に準拠する。発行者は、本債権者のために、英国の裁判所が本債券に起因もしくは関連して生じる訴訟、訴え、手続(以下「訴訟手続」と総称する。)を審理し決定するための、または本債券に起因もしくは関連して生じる紛争(以下「紛争」という。)を解決するための管轄権を有することに取消不能の形で合意し、そのために、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、訴訟手続の審理および決定ならびに紛争の解決のための法廷として英国の裁判所が指定されたことに対して現在または将来有する異議権を取消不能の形で放棄し、かかる裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。発行者は、英国における訴訟手続を開始させる召喚状が現在はロンドン SW1X 8QD ベルグレーブ・スクエアー25 (25 Belgrave Square, London SW1X 8QD)に所在するノルウェー王国大使館または、これと異なる場合は、その時点における登録された事務所、または2006年会社法に従い召喚状の送達を受けられる英国における発行者の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任し、かかる者の氏名および住所を債券代理人に通知する。かかる選任が15日以内に行われなるときは、本債権者は発行者宛の書面を発行者または債券代理人の指定事務所宛に送付することによりかかる者を選任できる。本項は法律が許容するその他の方法で本債権者が召喚状を送達する権利に何ら影響を与えない。英国の裁判所の管轄権に服することは、本債権者が、発行者に対して管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を行う権利を制限するものではなく(またそう解釈されるものでもない。)、また適用ある法律の許容する限り、一つ以上の管轄地で訴訟手続を行うときにその他の管轄地において訴訟手続を行うこと(同時か否かを問わない。)を排除するものでもない。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで一般に流通している主要な日刊新聞1紙(ファイナンシャル・タイムズを予定)に公告されたとき、有効となるものとみなされる。かかる公告が実務上不可能な場合は、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている英字の主要な日刊新聞紙において公告されたときに有効となるものとみなされる。上記に従って行われたかかる通知は、最初の公告日(または複数の新聞紙に公告が要求される場合は、す

すべての要求された新聞紙上において公告が最初に掲載された日)に有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、すべての目的において、本「10 公告の方法」に従い本債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本債券が恒久大券(以下「恒久大券」という。)によって表章され、当該恒久大券が下記「11 その他(2) その他」に記載されるユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)、クリアストリーム・バンキング・エス・エイ(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)またはその他の決済機関のために保有されている限り、前段落にかかわらず、本債権者に対する通知は、資格を有する口座保有者への連絡のため当該決済機関に関連通知を交付することにより行うことができる。決済機関に交付された通知は、かかる通知がユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグへ交付された日の翌日に本債権者に通知されたものとみなす。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は発行者に対する書面による通知をもって債券代理人の指定事務所で当該本債券および経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知より前に当該債務不履行事由が治癒されていない限り、直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに(もしあれば)、いかなる提示、要請、異議またはその他通知(これらについては、かかる債券に規定されるいかなる矛盾する規定にかかわらず、発行者が明確に放棄する。)を要求されることなく償還される。

(イ) 発行者が、本債券の元本または利息に関する支払期日から10日を超えてかかる支払を怠った場合

(ロ) 発行者が本債券または改訂発行兼支払代理人契約に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ本債権者が債券代理人の指定事務所で、発行者に対し、当該懈怠の治癒を要求する書面を引渡した後60日間当該懈怠が継続した場合(ただし、懈怠の治癒が不可能な場合を除く。かかる場合には、懈怠の継続または通知の要件は必要とされない。)

(ハ) 発行者の債務につき、債務不履行事由(それ以外の用語が用いられている場合も同様とする。)を理由として、定められた満期前に期限が到来した場合、発行者が適用ある猶予期間の最終日にその債務の支払を怠った場合、発行者がその債務(借入金債務に限る。)のために提供した担保が執行可能となった場合、または発行者が他の者の債務のために提供した保証および/または補償の期限における履行を怠った場合で、いずれの場合についてもその総額が200万ユーロ(または他の通貨による同等額)以上である場合

(ニ) 担保権者が発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を保持し、またはこれらのため管財人もしくは管理人等が選任された場合

(ホ) (a)発行者の破産または支払停止、(b)発行者または発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を管理する管財人または清算人が選任された場合、(c)発行者のその他の債務の再調整もしくは支払延期、または債権者のための譲渡もしくは調整が行われた場合、(d)発行者が全部または実質的な部分の事業の遂行を止めた場合(ただし、支払不能でない場合の合併、組織変更、再編によるものを除く。)

(ヘ) 発行者の清算、解散の命令または決議がなされた場合

(ト) 以下の目的のために必要な行為、条件、手続を発行者が取らずまたは履行しない場合

(a) 発行者による本債券上もしくはこれに係る権利の適法な行使、または義務の履行、遵守目的のため

(b) かかる義務を適法かつ有効で、拘束力がありかつ執行可能なものとする目的のため

(c) ノルウェー王国の裁判所で本債券および利札の証拠価値が認められる目的のため

(チ) 発行者の本債券上またはこれに係る義務の履行、遵守が違法であり、または将来違法となる場合。

(2) その他

(イ) 本債券は、当初、仮大券(以下「仮大券」という。)により表章され、仮大券はユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管人に預託される。仮大券の持分は、発行日

後特定の日数を経過した日以降に実質的所有者の非米国人証明書の提出に基づき、恒久大券の持分と交換可能となる。仮大券の持分が恒久大券の持分と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から7日以内に、部分交換の場合には当該交換を反映させる適切な入力ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグによってなされた旨の共通サービス・プロバイダーからの確認と引換に、または最終の交換の場合には、債券代理人の指定事務所における仮大券の提出もしくは共通保管人による仮大券の破棄と引換に、ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグおよび/またはその他の関連する決済機関が発行しかつ債券代理人が受領した証明書に記載された元金額に等しい元金額について、()最初の交換に際しては、適正に認証されかつ有効化された恒久大券が仮大券の所持人に対して(所持人の費用負担なくして)速やかに交付されるようにし、または()その後の交換においては、かかる恒久大券の元金額がその条項に従い増加されるようにする。

(a)ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが連続して(法定の休日を除き)14日間営業を停止し、もしくは営業を廃止する旨発表した場合、または(b)「11 その他 (1)債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合、恒久大券上の持分は全額(一部は不可)につき恒久大券の所持人の請求により確定債券と交換可能となる。恒久大券が確定債券と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から30日以内に、債券代理人の指定事務所における恒久大券の提出と引換に、当該恒久大券の元金額に等しい元金額の、適正に認証され利札の付された確定債券が恒久大券の所持人に対して速やかに交付されるようにする。

大券(この表現には仮大券および恒久大券が含まれる。)によって表章される本債券の所持人としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に表示される各人は、当該大券の所持人に対して発行者が行った各支払に対する当該各人の持分、および大券に基づき発生するその他すべての権利について、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの各規則および手続に従い、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。本債券が当該大券により表章される限り、当該各人は本債券に基づき発生する支払金額に関し発行者に直接請求することはできず、かかる発行者の支払義務は、かかる各支払金額に関し、当該大券の所持人に対し支払を行うことにより免責される。大券の本債券に関する規定の「所持人」または「口座保有者」とは本債券の所持人として、関連する決済機関の記録に表示される各人をいう。

- (ロ) 本債券または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、債券代理人の所定の事務所において、適用法令に従い、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、発行者および債券代理人が要求する証拠、補償、担保等の提出を条件として、これを交換することができる。毀損または汚損した本債券または利札は代り券の発行に先立ち提出されなければならない。
- (ハ) 発行者に対する本債券に係る元利金の支払の請求は、それぞれの関連日から元本については10年、利息については5年以内になされない場合は、失効する。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当なし。

第4【法律意見】

発行者の法律顧問である Advokatfirmaet Selmer DA により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

1. 本債券の売出しは発行者により適法に授權され、ノルウェー王国法上適法である。
2. 有価証券届出書とその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は発行者により適法に授權されており、ノルウェー王国法上適法であり、本債券の発行および売出しならびに有価証券届出書とその訂正届出書の提出のため発行者に要求される政府機関のすべての同意、許可および承認は取得されている。
3. 有価証券届出書とその訂正届出書(参照書類を含む。)中のノルウェー王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の名称が債券売出届出目論見書の表紙に記載される。さらに債券売出届出目論見書の表紙裏の直後に、次の記載がなされる。

「リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本債券への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本債券は、早期償還されず、所定のロックイン事由が発生した場合には、満期償還額が日経平均株価またはS&P500に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行者、売出人およびそれらの関連会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、日経平均株価および/またはS&P500の水準、円金利市場および発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

利率変動リスク

本債券の利率は、2018年4月30日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2018年7月30日以降の各利払期日については、日経平均株価および/またはS&P500の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の日経平均株価またはS&P500の少なくとも一方の参照指数終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点で的一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

長期債券保有リスク

本債券は、期限前に償還される場合を除き、2023年1月30日に償還される。本債券が早期償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年率0.10%。）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本債券を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本債券と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行者の類似の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者の経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本債券の価格に影響を与える市場活動

発行、売出人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価および/またはS&P500の各構成銘柄および日経平均株価および/またはS&P500の先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時、評価日における日経平均株価および/またはS&P500に影響し、結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本債券の流通市場の不存在」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は「3 償還の方法 (1) 満期における償還」により決定されるが、償還期限前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

日経平均株価および/またはS&P500

本債券の満期償還額および利率は日経平均株価および/またはS&P500に連動し、かつ早期償還条項も日経平均株価および/またはS&P500の水準により決定される。一般的に、日経平均株価および/またはS&P500が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、日経平均株価および/またはS&P500が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。

日経平均株価および/またはS&P500の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価および/またはS&P500の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は日経平均株価および/またはS&P500の水準や評価日までの期間などによって変動する。

評価日もしくは満期までの残存期間

評価日の前後で本債券の価格が変動する機会が多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、日経平均株価および/またはS&P500、円金利水準、日経平均株価および/またはS&P500の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価および/またはS&P500の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価および/またはS&P500ならびに日経平均株価および/またはS&P500の先物の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価および/またはS&P500の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価および/またはS&P500ならびに日経平均株価および/またはS&P500の先物の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

金 利

円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価および/またはS&P500、円金利水準、日経平均株価および/またはS&P500の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

発行者の格付け

一般的に発行者の格上げが行われると本債券の価格は上昇し、格下げが行われると本債券の価格は下落すると予想される。

配 当

日経平均株価およびS&P500は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

租 税

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
平成29年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
平成29年9月29日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、2018年4月30日以降の連動利息期間に適用される利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価およびS&P500の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	
	最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月	2017年 12月
	最高	20,195.48	20,080.04	20,397.58	22,011.67	22,937.60	22,939.18
	最低	19,925.18	19,353.77	19,274.82	20,400.78	22,028.32	22,177.04

出典:株式会社日本経済新聞社(日経平均プロフィールのウェブサイト)

S&P500の過去の推移(終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	1,848.36	2,090.57	2,130.82	2,271.72	2,690.16	
	最低	1,457.15	1,741.89	1,867.61	1,829.08	2,257.83	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月	2017年 12月
	最高	2,477.83	2,480.91	2,519.36	2,581.07	2,647.58	2,690.16
	最低	2,409.75	2,425.55	2,457.85	2,529.12	2,564.62	2,629.27

出典:ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびS&P500の終値の過去の推移は日経平均株価およびS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価およびS&P500が上記のように変動したことによって、日経平均株価およびS&P500ならびに本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。